

2024年10月24日

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

「ごうぎんキャッシュバンクネオ（マイペース型）契約規定（当座貸越契約）」
改定のお知らせ

平素はごうぎんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

「ごうぎんキャッシュバンクネオ（マイペース型）契約規定（当座貸越契約）」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、今回の変更についてお客さまのお手続きはいっさい不要です。また、変更によるお客さまの新たなご負担はなく、不利益もございません。

記

1. 改定日

2024年10月29日（火）

2. 改定内容

第2条(取引の方法)

改定前	改定後
<p>1. この当座貸越取引(以下「この取引」といいます)は、銀行の本支店のうちいずれか1カ店のみで開設できるものとします。</p> <p>2. 銀行は、借主が指定した返済用普通預金口座を当座貸越口座とし、この取引を行うものとします。</p> <p>3. 銀行は普通預金取引およびこの取引に使用するためのごうぎんキャッシュカード、ICキャッシュカード、Du oカード(以下「カード」といいます)を発行するものとします。既に普通預金取引のためにカードを発行している場合は、発行済カードをこの取引に使用するものとします。</p> <p>4. この取引の明細は、普通預金取引のために発行しているごうぎん普通預金通帳、ごうぎん総合口座通帳に記帳するものとします。ただし、普通預金口座が通帳非発行の場合は、インターネットバンキングサービスその他の方法によって借主が確認するものとします。(以下、通帳その他の方法を含め「通帳等」といいます。)</p> <p>5. この取引における当座貸越(以下「貸越」といいます)は、以下によるものとします。 (1) カードによる現金自動預入払出兼用機(現金自動支払機を含みます。以下「ATM」といいます。)での出金を原則とします。なお、カードおよびATMの取扱いは、別に定める「カード規定」に</p>	<p>1. この当座貸越取引(以下「この取引」といいます)は、銀行の本支店のうちいずれか1カ店のみで開設できるものとします。</p> <p>2. 銀行は、借主が指定した返済用普通預金口座を当座貸越口座とし、この取引を行うものとします。</p> <p>3. 銀行は普通預金取引およびこの取引に使用するためのごうぎんキャッシュカード、ICキャッシュカード、Du oカード(以下「カード」といいます)を発行するものとします。既に普通預金取引のためにカードを発行している場合は、発行済カードをこの取引に使用するものとします。</p> <p>4. この取引の明細は、普通預金取引のために発行しているごうぎん普通預金通帳、ごうぎん総合口座通帳に記帳するものとします。ただし、普通預金口座が通帳非発行の場合は、インターネットバンキングサービスその他の方法によって借主が確認するものとします。(以下、通帳その他の方法を含め「通帳等」といいます。)</p> <p>5. この取引における当座貸越(以下「貸越」といいます)は、以下によるものとします。 (1) カードによる現金自動預入払出兼用機(現金自動支払機を含みます。以下「ATM」といいます。)での出金を原則とします。なお、カードおよびATMの取扱いは、別に定める「カード規定」に</p>

<p>よるものとしします。</p> <p>(2) インターネットバンキングサービスによる当座貸越口座から借主名義の預金口座への振替出金を可とします。なお、インターネットバンキングサービスの取扱いは、別に定める「ごうぎんインターネットバンキングご利用規定」によるものとしします。</p> <p>6. カードによらずに貸越を受ける場合は、署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を通帳とともに提出するものとしします。(ただし、返済用普通預金口座に届出印の登録がある場合に限ります。)</p>	<p>よるものとしします。</p> <p>(2) インターネットバンキングサービスによる当座貸越口座から借主名義の預金口座への振替出金を可とします。なお、インターネットバンキングサービスの取扱いは、別に定める「ごうぎんインターネットバンキングご利用規定」によるものとしします。</p> <p>6. カードによらずに貸越を受ける場合は、署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を通帳とともに提出するものとしします。(ただし、返済用普通預金口座に届出印の登録がある場合に限ります。)</p> <p>7. その他本条によらず、返済用普通預金口座の「預金規定」に定める「預金の受入れ」「預金の払戻し」による取引を行うものとしします。</p>
--	---

以 上